

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 26 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 45 号）
 - ・加藤厚生労働大臣、尾崎内閣府大臣政務官、柳本環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
 - ・田畑裕明君外 5 名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、野間健君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
（質疑者）西村智奈美君（立憲）、池下卓君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

西村智奈美君（立憲）

- (1) 本法律案をこのタイミングで提出した理由
- (2) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 消費者庁に設置される食品衛生基準審議会の構成等の決定手続き
 - イ これまでの知見や人材を厚生労働省から積極的に提供していく必要性
 - ウ 消費者庁による科学的知見に基づく食品衛生基準の策定能力への懸念
 - エ 食品衛生監視行政が厚生労働省に残る理由
- (3) 水俣病関係
 - ア 昭和 32 年の熊本県からの疑義照会に対して厚生省が水俣湾産魚介類に食品衛生法の販売禁止等の規定は適用できないと回答したことへの厚生労働大臣の評価
 - イ 早期に食品衛生法を適用して対応していれば水俣病被害を抑制できた可能性についての厚生労働大臣の見解
 - ウ 水俣病の健康調査の実施に向けた環境省の取組方針
 - エ 健康調査は疫学調査により実施する必要性
- (4) 水道整備・管理行政の移管関係
 - ア 環境省において水道水の水質基準行政を担うことになる部局
 - イ 飲料水に求められる水質基準の重要性に対する環境省の認識
 - ウ 水道整備・管理行政の移管後も水道水に起因して食中毒が発生した場合には保健所が国土交通省及び環境省と連携して対応することの確認

池下卓君（維新）

- (1) 水道管の更新関係
 - ア これまで老朽管を更新できてこなかった理由
 - イ 平成 30 年の水道法改正により設けられた水道施設の更新費用を含む事業の収支見通しの作成・公表のみでは実効性のある対策が取られないおそれ
 - ウ 水道管の維持管理・更新について国が予算措置を含め支援を行う必要性
- (2) 食品衛生基準行政の移管関係
 - ア 食品衛生基準行政を消費者庁へ移管する本法律案の内容について審議会等において十分にリスク

コミュニケーションを実施したかの確認
イ 食品衛生基準行政の移管後も消費者庁と厚生労働省が緊密な連携を図る必要性

田中健君（国民）

- (1) 厚生労働省におけるチャットGPTの活用についての厚生労働大臣の見解
- (2) 経済安全保障推進法における基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度関係
 - ア 水道が対象分野の一つとされた同制度の運用開始に向けた取組状況及び今後の水道事業への影響
 - イ 制度の運用開始に向けた取組について水道整備・管理行政が移管される国土交通省と協力して進める必要性
 - ウ 水道分野の対象事業者数

宮本徹君（共産）

- (1) 輸入食品の検査率及び違反件数、検疫所の食品衛生監視員の数及び地方自治体の食品衛生監視員の体制の十分性並びに法改正後に食品衛生監視行政を担う職員数が減少しないことの確認
- (2) 法改正による食品衛生行政や水道行政を担う職員の増減